

(19)日本国特許庁(JP)

(12)登録実用新案公報(U)

(11)登録番号
 実用新案登録第3246743号
 (U3246743)

(45)発行日 令和6年5月17日(2024.5.17)

(24)登録日 令和6年5月9日(2024.5.9)

(51)国際特許分類 F I
 G 0 9 F 17/00 (2006.01) G 0 9 F 17/00 D

評価書の請求 未請求 請求項の数 8 O L (全13頁)

(21)出願番号	実願2024-870(U2024-870)	(73)実用新案権者	524110735
(22)出願日	令和6年3月22日(2024.3.22)		安全企画工業株式会社 東京都多摩市鶴牧1丁目4番17号
		(74)代理人	100152984 弁理士 伊東 秀明
		(74)代理人	100148080 弁理士 三橋 史生
		(72)考案者	中川 武 東京都多摩市鶴牧1丁目4番17号 安 全企画工業株式会社内

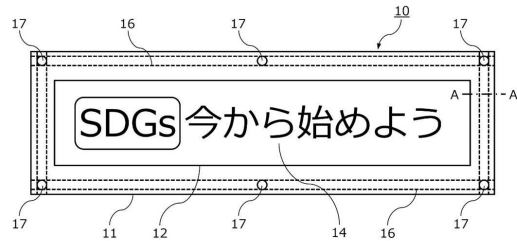
(54)【考案の名称】 多層構造のシート状標識

(57)【要約】

【課題】使用済のシート状標識を再利用することが可能な多層構造のシート状標識を提供する。

【解決手段】本考案の一態様に係る多層構造のシート状標識10は、文字又は図を含む第1情報が表示された使用済のシートから成る第1シート11と、第1シート11の表面の一部に重ねて接着されることにより第1情報の全部を視認不可能な状態で覆うシートであって、第1情報とは異なる文字又は図を含む第2情報14が表示された第2シート12と、を有する。

【選択図】図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

文字又は図を含む第 1 情報が表示された使用済のシートから成る第 1 シートと、
前記第 1 シートの表面の一部に重ねて接着されることにより前記第 1 情報の全部を視認不可能な状態で覆うシートであって、前記第 1 情報とは異なる文字又は図を含む第 2 情報が表示された第 2 シートと、
を有する、多層構造のシート状標識。

【請求項 2】

表面に貼付されていた文字又は図を含む第 1 情報を剥がした状態の使用済の網目状シートから成る第 1 シートと、
前記第 1 シートの表面の一部に重ねて接着されるシートであって、前記第 1 情報とは異なる文字又は図を含む第 2 情報が表示された第 2 シートと、
を有する、多層構造のシート状標識。

【請求項 3】

前記第 1 シートは、辺部を折り返して補強部材を巻き込んだ状態で縫製した縫製部と、
辺部又は隅部にハトメ穴と、を有し、
前記第 1 情報が前記縫製部及び前記ハトメ穴と重複しない領域に配された、
請求項 1 又は 2 に記載の多層構造のシート状標識。

【請求項 4】

前記第 2 シートが前記第 1 シートにおける前記縫製部及び前記ハトメ穴と重複しない領域に接着された、
請求項 3 に記載の多層構造のシート状標識。

【請求項 5】

前記第 1 シート及び前記第 2 シートの表面に光を反射する反射材を使用した、
請求項 1 又は 2 に記載の多層構造のシート状標識。

【請求項 6】

前記第 2 シートを前記第 1 シートよりも薄くした、
請求項 1 又は 2 に記載の多層構造のシート状標識。

【請求項 7】

前記第 1 シートと前記第 2 シートとを異なる素材により構成した、
請求項 1 又は 2 に記載の多層構造のシート状標識。

【請求項 8】

少なくとも前記第 2 シートの表面の一部に重ねて接着されることにより前記第 2 情報の全部を視認不可能な状態で覆うシートであって、
前記第 1 情報及び前記第 2 情報とは異なる文字又は図を含む第 3 情報が表示された第 3 シートをさらに有する、
請求項 1 に記載の多層構造のシート状標識。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、横断幕又は懸垂幕等として使用される多層構造のシート状標識に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

従来から、ターポリン等の柔軟性を有するシート材に、文字又は図柄等を印刷した横断幕又は懸垂幕等のシート状標識が知られている（例えば、特許文献 1）。

このようなシート状標識は、古くなって新しいものに取り替える場合、不要となった使用済のシート状標識については、その都度廃棄処分されることが一般的であった。

【先行技術文献】**【特許文献】**

10

20

30

40

50

【 0 0 0 3 】

【 特許文献 1 】 特開平 1 0 - 0 3 1 4 4 2 号 公 報

【 考 案 の 概 要 】

【 考 案 が 解 決 し よ う と す る 課 題 】

【 0 0 0 4 】

しかしながら、昨今では、サステナブルの観点から、環境に配慮して廃棄物を削減するという取り組みが社会全体で求められている。横断幕又は懸垂幕等として使用されているシート状標識においても例外ではなく、特に、シート状標識においては、もの自体が痛んで使用できなくなったわけではないにもかかわらず、表示されている情報を変更する必要があるという理由だけで不要となり、廃棄処分されることもある。

10

そこで、本考案は、使用済のシート状標識を再利用することが可能な多層構造のシート状標識を提供することを目的とする。

【 課 題 を 解 決 す る た め の 手 段 】

【 0 0 0 5 】

上記の課題を解決するために、本考案は、下記 [1] ~ [8] の構成を有する。

[1] 本考案の一態様に係る多層構造のシート状標識は、文字又は図を含む第 1 情報が表示された使用済のシートから成る第 1 シートと、第 1 シートの表面の一部に重ねて接着されることにより第 1 情報の全部を視認不可能な状態で覆うシートであって、第 1 情報とは異なる文字又は図を含む第 2 情報が表示された第 2 シートと、を有することを特徴とする。

20

本考案の多層構造のシート状標識によれば、第 1 シートの上に第 2 シートを重ねて接着することにより、第 1 シートに表示されている第 1 情報を第 2 シートに表示されている第 2 情報に簡単に変更することができる。これにより、古い情報を表示する使用済のシート状標識を新たな情報を表示するシート状標識として再利用することができる。

【 0 0 0 6 】

[2] 本考案の一態様に係る多層構造のシート状標識は、表面に貼付されていた文字又は図を含む第 1 情報を剥がした状態の使用済の網目状シートから成る第 1 シートと、第 1 シートの表面の一部に重ねて接着されるシートであって、第 1 情報とは異なる文字又は図を含む第 2 情報が表示された第 2 シートと、を有することを特徴とする。

本考案の多層構造のシート状標識によれば、第 1 シートを網目状にしたため風圧の影響を受け難いうえ、第 1 シートの上に第 2 シートを重ねて接着することにより、第 1 シートに貼付されていた第 1 情報を第 2 シートに表示されている第 2 情報に簡単に変更することができる。これにより、古い情報を表示する使用済のシート状標識を新たな情報を表示するシート状標識として再利用することができる。

30

【 0 0 0 7 】

[3] 上記 [1] 又は [2] に係る多層構造のシート状標識において、第 1 シートは、辺部を折り返して補強部材を巻き込んだ状態で縫製した縫製部と、辺部又は隅部にハトメ穴と、を有し、第 1 情報が縫製部及びハトメ穴と重複しない領域に配されたことを特徴とする。

本考案の多層構造のシート状標識によれば、第 1 シートにおいて縫製部及びハトメ穴と重複しない領域に第 1 情報を印刷又は貼付等して配することにより、第 1 シートの表面の一部に第 2 情報が表示された第 2 シートを重ねて接着する場合に、不都合なく第 1 情報の全部を視認不可能な状態で覆うことができる。これにより、使用済のシート状標識をより一層好適に再利用することができる。

40

【 0 0 0 8 】

[4] 上記 [3] に係る多層構造のシート状標識において、第 2 シートが第 1 シートにおける縫製部及びハトメ穴と重複しない領域に接着されたことを特徴とする。

本考案の多層構造のシート状標識によれば、第 1 シートにおける縫製部及びハトメ穴と重複しない領域に第 2 情報が表示された第 2 シートが接着されているので、第 2 シートは縫製部の凹凸と干渉することなく第 1 シートに安定して接着されるうえ、ハトメ穴にロー

50

プを通す等してシート状標識を使用する際に第1シートに接着された第2シートが邪魔になることもない。これにより、使用済のシート状標識をより一層好適に再利用することができる。

【0009】

[5] 上記[1]又は[2]に係る多層構造のシート状標識において、第1シート及び第2シートの表面に光を反射する反射材を使用したことを特徴とする。

本考案の多層構造のシート状標識によれば、反射材を使用した第1シートに対して同じく反射材を使用した第2シートを接着することにより、第2シートを接着する前の使用済の第1シートと同様、夜間の良好な視認性を維持することができる。これにより、使用済の第1シートの特性を活かしつつ、使用済のシート状標識をより一層好適に再利用することができる。

10

【0010】

[6] 上記[1]又は[2]に係る多層構造のシート状標識において、第2シートを第1シートよりも薄くしたことを特徴とする。

本考案の多層構造のシート状標識によれば、土台として継続して使用されるため比較的強度が必要とされる第1シートに比べて、第2シートを薄くすることにより、多層構造のシート状標識を低コストで生産することができる。これにより、使用済のシート状標識をより一層好適に再利用することができる。

【0011】

[7] 上記[1]又は[2]に係る多層構造のシート状標識において、第1シートと第2シートとを異なる素材により構成したことを特徴とする。

20

本考案の多層構造のシート状標識によれば、土台として継続して使用されるため比較的強度が必要とされる第1シートと、第1シートに比べればそれ程強度が必要とされない第2シートとを異なる素材とすることにより、多層構造のシート状標識を低コストで生産することができる。これにより、使用済のシート状標識をより一層好適に再利用することができる。

【0012】

[8] 上記[1]に係る多層構造のシート状標識において、少なくとも第2シートの表面の一部に重ねて接着されることにより第2情報の全部を視認不可能な状態で覆うシートであって、第1情報及び第2情報とは異なる文字又は図を含む第3情報が表示された第3シートをさらに有することを特徴とする。

30

本考案の多層構造のシート状標識によれば、第2シートの上に第3シートをさらに重ねて接着することにより、第1シートに表示されている第1情報は勿論、第2シートに表示されている第2情報も第3シートに表示されている第3情報に簡単に変更することができる。これにより、古い情報を表示する使用済のシート状標識を新たな情報を表示するシート状標識としてより一層好適に再利用することができる。

【考案の効果】

【0013】

本考案によれば、使用済のシート状標識を再利用することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

40

【0014】

【図1】本考案の第1実施形態に係る多層構造のシート状標識の正面図である。

【図2】本考案の第1実施形態に係る使用済シート状標識(第1シート)の正面図である。

【図3】本考案の第1実施形態に係る第2シートの正面図である。

【図4】本考案の第1実施形態に係る多層構造のシート状標識のA-A線断面図である。

【図5】本考案の第2実施形態に係る多層構造のシート状標識の正面図である。

【図6】本考案の第2実施形態に係る使用済シート状標識(第1シート)の正面図である。

【図7】本考案の第2実施形態に係る第2シートの正面図である。

50

【図 8】本考案の第 2 実施形態に係る使用済シート状標識（第 1 シート）の B - B 線部分断面図である。

【図 9】本考案の第 2 実施形態に係る多層構造のシート状標識の C - C 線部分断面図である。

【図 10】本考案の第 3 実施形態に係る多層構造のシート状標識の正面図である。

【図 11】本考案の第 3 実施形態に係る多層構造のシート状標識の D - D 線断面図である。

【考案を実施するための形態】

【0015】

本考案の一実施形態（以下、本実施形態という。）に係る多層構造のシート状標識について、添付の図面に示す好適な実施形態を参照しながら詳細に説明する。 10

なお、以下に説明する実施形態は、本考案の理解を容易にするために挙げた例であり、本考案を限定するものではない。すなわち、本考案は、その趣旨を逸脱しない限りにおいて、以下に説明する実施形態から変更又は改良され得る。また、当然ながら、本考案には、その等価物が含まれる。特に、第 1 シート、第 2 シート及び第 3 シートの形状、並びに、各シートに表示されている情報（第 1 情報、第 2 情報及び第 3 情報）は、単なる一例である。

【0016】

< 第 1 実施形態 >

先ず、図 1 ~ 図 4 を参照して、第 1 実施形態における多層構造のシート状標識（以下、シート状標識 10）の基本的な構成について説明する。 20

シート状標識 10 は、例えば、ビルの壁面、フェンス、ガードレール、又は歩道橋等に設置する横断幕又は懸垂幕等として使用されるものであり、図 1 に示すように、正面視において横長矩形形状の第 1 シート 11 と、同じく正面視において第 1 シート 11 よりも一回り面積の小さい横長矩形形状の第 2 シート 12 とを有する。

【0017】

第 1 シート 11 は、印刷適性に優れ、耐久性の高いポリエステルターポリン（以下、ターポリン）等の塩化ビニル系素材、又は、主にポリエステル製の布生地等から成り、可撓性を有する。

第 1 シート 11 の厚みは、素材、大きさ、用途、及び設置環境等によるが、例えば、約 0.3 ~ 0.5 mm が好ましい。 30

また、通常のターポリンの他、光沢加工が施されたグロスターポリン、遮光処理を施した光を通さない遮光ターポリン、又は、小さな穴を複数開けたメッシュ加工が施されたメッシュターポリン等を第 1 シート 11 の素材として用いてもよい。

さらに、ガラスビーズ方式又はプリズム方式等により反射加工を施した反射ターポリンを第 1 シート 11 の素材として用いてもよい。

【0018】

図 2 に示すように、第 1 シート 11 の表面には第 1 情報 13 が印刷されており、第 1 シート 11 は、その第 1 情報 13 を表示する横断幕等として過去に使用されていた使用済シート状標識である。本実施形態では、第 1 情報 13 として「平成の交通安全運動」という文字が第 1 シート 11 に表示されている。なお、第 1 情報 13 は、これに限定されるものではなく、例えば、図柄等であってもよいし、文字と図柄の組み合わせ等であってもよい。 40

また、第 1 情報 13 は、後述する縫製部 16 及びハトメ穴 17 と重複しない領域、例えば、第 1 シート 11 の略中央部分に印刷されている。

【0019】

図 1、図 2 及び図 4 に示すように、第 1 シート 11 は、辺部を折り返してローブ又は棒等の補強部材 15 を巻き込んだ状態で縫製（例えば並縫い）された縫製部 16 を有する。これにより、第 1 シート 11 は、四辺、すなわち、全周囲を補強部材 15 で囲われた状態となる。なお、縫製部 16 は、補強部材 15 を巻き込まずに縫製してもよい。 50

本実施形態では、四辺全て折り返して縫製されているが、辺部の一部、例えば、長辺又は短辺のみを折り返して縫製してもよいし、四辺全てを裁断したままの状態としてもよい。なお、縫製しない場合は、補強部材 15 を使用しなくてもよいし、補強部材 15 を第 1 シート 11 の辺部の裏面等に接着することとしてもよい。

【0020】

図 1 及び図 2 に示すように、第 1 シート 11 は、辺部及び隅部にハトメ穴 17 を有する。ハトメ穴 17 は、環状の金具（ハトメ）を取り付けるために第 1 シートに形成された貫通穴である。シート状標識 10 を使用する際には、そのハトメ穴 17 に不図示の紐等を通し、その紐等を壁面等に縛り付けて固定することにより、シート状標識 10 を壁面等に設置する。本実施形態では、第 1 シート 11 の四隅と長辺の略中央に一つずつ、合計六つのハトメ穴 17 を有するが、これに限定されるものではない。ハトメ穴 17 の位置及び数は、シート状標識 10 の大きさ、重量、及び設置環境等によるが、例えば、約 20 ~ 150 cm 間隔で形成するとよい。なお、シート状標識 10 が矩形の場合は、少なくとも四隅にはハトメ穴 17 を有することが好ましい。

10

【0021】

一方、第 2 シート 12 は、印刷適性に優れた可撓性を有するポリ塩化ビニル（軟質塩化ビニル）、ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン、又はポリプロピレン等から成る。また、第 2 シート 12 の表面には、第 1 シート 11 と同様、ガラスビーズ方式又はプリズム方式等により反射加工を施してもよい。

第 2 シート 12 の厚みは、素材、色、大きさ、用途、及び設置環境等によるが、例えば、約 0.05 ~ 0.15 mm が好ましい。すなわち、第 2 シート 12 の厚みは、第 1 シート 11 の厚みよりも薄くてよく、第 1 シート 11 の厚みに対して、約 4 分の 1 ~ 100 分の 1 の範囲とすることが好ましい。

20

【0022】

図 3 に示すように、第 2 シート 12 の表面には、第 2 情報 14 が印刷されている。本実施形態では、第 2 情報 14 として「SDGs 今から始めよう」という文字が第 2 シート 12 に表示されている。なお、第 2 情報 14 は、第 1 情報 13 と異なる内容の情報、すなわち、少なくとも使用済シート状標識に表示されていた情報と異なる情報であればよく、例えば、第 1 情報 13 と異なる図柄等であってもよいし、第 1 情報 13 と異なる文字と図柄の組み合わせ等であってもよい。また、第 2 情報 14 が第 1 情報 13 と同じ文言であっても、書体、色、大きさ、又は配置等が第 1 情報 13 とは異なる場合は、第 1 情報 13 と異なる内容の情報に該当する。すなわち、第 1 情報 13 とは異なる文字又は図を含む第 2 情報 14 に相当する。

30

【0023】

図 4 に示すように、第 2 シート 12 の裏面には、粘着性のある合成樹脂（接着剤）等から成る粘着層 18 を有している。なお、粘着層 18 に使用する接着剤は、第 2 シート 12 を第 1 シート 11 に貼り付けた際に第 1 情報 13 が透けて見えないようにするため、グレー糊を使用して裏面を黒色系とすることが好ましい。また、グレー糊を使用せずに、不図示のアルミ箔の層を第 2 シート 12 の裏面と粘着層 18 との間に介在させることとしてもよい。

40

第 2 シート 12 は、裏面にあるこの粘着層 18 を介して第 1 シート 11 の表面に接着される。また、第 1 シート 11 に接着される前の第 2 シート 12 には、粘着層 18 を保護するための不図示の台紙（剥離フィルム）が貼り付けられている。なお、粘着層 18 は必須ではなく、第 2 シート 12 を第 1 シート 11 に貼り付ける際に、第 2 シート 12 の裏面又は第 1 シート 11 の表面に接着剤を塗布することとしてもよい。また、接着剤を使用せず、熱圧着又は縫製等のその他の方法で第 2 シート 12 を第 1 シート 11 に貼り付けることとしてもよい。

【0024】

本実施形態のシート状標識 10 は、上記構成の第 1 シート 11 及び第 2 シート 12 を重ね合わせたことにより構成される。具体的には、図 1 に示すように、第 2 シート 12 は、

50

第1シート11の表面の一部(第1シート11における縫製部16及びハトメ穴17と重複しない領域)に重ねて接着されており、その第2シート12が、第1シート11の表面に表示されている第1情報13の全部を視認不可能な状態で覆っている。

これにより、シート状標識10は、第1シート11を使用しつつも、第1シート11に表示されている第1情報13ではなく、第1情報13とは異なる第2情報14を表示する横断幕又は懸垂幕等として機能する。すなわち、古い情報を表示する使用済シート状標識(第1シート11)を新たな情報を表示するシート状標識10として再利用することができる。

【0025】

ここで、シート状標識10の製造方法(貼り替え工程)について説明する。

10

(1) 今まで第1情報13を表示する横断幕又は懸垂幕等として使用されていた使用済の第1シート11について、損傷及び変形(縮み)等の有無について確認する。第1シート11が損傷又は変形している場合は、適宜補修を行う。

(2) 第2シート12の表面に、新しい情報として第2情報14を印刷する。なお、使用する第1シート11に反射加工が施されている場合は、同じく反射加工が施された第2シート12を使用して全面反射とする。

(3) 第1シート11の表面及び裏面を洗浄する。具体的には、第2シート12を貼り付けたときの接着力が弱まらないように、スチーム洗浄等の方法により汚れを入念に落とす。

(4) 第2シート12を、第1情報13の全てを覆い隠す状態で第1シート11の表面に貼り合わせる。具体的には、第1シート11における縫製部16及びハトメ穴17と重複しない領域に、第2シート12の裏面の粘着層18を利用して接着する。

20

上記(1)~(4)に示す工程により、使用済シート状標識(第1シート11)を新たな情報を表示するシート状標識10として再利用することができる。

【0026】

<第2実施形態>

次に、図5~図9を参照して、第2実施形態として、多層構造のシート状標識の変形例(以下、シート状標識20)の基本的な構成について説明する。

具体的には、第2実施形態のシート状標識20は、第1シート21の素材としてメッシュ加工が施されたメッシュターポリンを使用している点において、上記の第1実施形態と主に異なる。なお、以下では、第1実施形態と概ね同様な構成については、詳細な説明を省略する。

30

【0027】

シート状標識20も、例えば、ビルの壁面、フェンス、ガードレール、又は歩道橋等に設置する横断幕又は懸垂幕等として使用されるものであり、図5に示すように、正面視において横長矩形形状であって網目状の第1シート21と、第2情報24(本実施形態では文字)の形状に1文字ごとに切り抜かれた第2シート22とを有する。

【0028】

図5及び図6に示すように、第1シート21は、小さな穴を網目状に複数開けたメッシュ加工が施されたメッシュターポリンから成り、可撓性を有する。メッシュ部分の厚みは、例えば、約0.3~1.5mm(より好ましくは、0.55mm)、メッシュの隙間は、例えば、約0.1~2.0mm角(より好ましくは0.3mm角)が好ましい。なお、第1シート21(メッシュ部分以外)の厚みの好適な範囲は、第1実施形態と同様である。

40

【0029】

図6に示すように、第1シート21は、第1実施形態と同様、第1情報23を表示する横断幕等として過去に使用されていた使用済シート状標識であるが、本実施形態においては、その第1情報23は、網目状の第1シート21に直接印刷されているわけではなく、第1情報23(本実施形態では「平成の交通安全運動」という文字)の形状に1文字ごとに切り抜かれた他のシート部材が第1シート21の表面に貼付されている。具体的には、図8に示すように、第1情報23は、粘着層28を介して第1シート21の表面に接着さ

50

れている。また、第1シート21が網目状ということから、第1シート21の裏面には、第1情報23と対応する位置に裏地29が粘着層28を介して接着されている。すなわち、第1情報23と裏地29とによって、第1シート21を表側と裏側から挟み込むように接着されている。このとき、粘着層28の接着剤は、第1シート21に複数形成されている網目状の穴を通じて第1情報23と裏地29との間で共通している。なお、裏地29は付けずに、第1情報23が表示されたシート部材を第1シート21の表面に貼り付けるだけでもよい。

【0030】

第1情報23が印刷されているシート部材は、印刷適性に優れた可撓性を有するポリ塩化ビニル（軟質塩化ビニル）、ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン、又はポリプロピレン等から成るシート部材であり、ガラスビーズ方式又はプリズム方式等により反射加工が施されていてもよい。第1情報23が印刷されているシート部材に反射加工を施す場合、第1情報23の夜間における視認性を確保する目的としては、第1シート21自体には反射加工を施さなくてもよい（第1情報23が印刷されているシート部材にだけ反射加工を施せば足りる）が、第1シート21自体にも同様の反射加工を施して全面反射としてもよい。裏地29は、第1情報23が印刷されているシート部材の接着力を維持できればよく、例えば、第1情報23の文字の形状に切り抜かれたポリ塩化ビニル（軟質塩化ビニル）、ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン、又はポリプロピレン等から成るシート部材等が利用できる。なお、裏地29は透明であってもよいし不透明であってもよい。

10

20

【0031】

図5、図6、図8及び図9に示すように、第1シート21の辺部に補強部材25を巻き込んだ状態で縫製（例えば並縫い）された縫製部26を有する点は、第1実施形態と同様である。なお、縫製部16は、補強部材15を巻き込まずに縫製してもよい。

また、図5及び図6に示すように、第1シート21の辺部及び隅部にハトメ穴27を有する点も、第1実施形態と同様である。なお、第1情報23は、縫製部26及びハトメ穴27と重複しない領域、例えば、第1シート21の略中央部分に貼付されている。

【0032】

一方、図7に示すように、第2情報が印刷されている第2シート22は、第1実施形態とは異なり、第2情報24（本実施形態では「SDGs今から始めよう」という文字）の形状に1文字ごとに切り抜かれたシート部材である。すなわち、本実施形態では、第2シート22は、第2情報24の各文字に対応した11枚のシート部材によって構成されている。

30

【0033】

第2シート22は、印刷適性に優れた可撓性を有するポリ塩化ビニル（軟質塩化ビニル）、ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン、又はポリプロピレン等から成り、ガラスビーズ方式又はプリズム方式等により反射加工が施されていてもよい。なお、第2シート22の厚みの好適な範囲、及び、第1シート21との厚みの比率の好適な範囲は、第1実施形態と同様である。また、図9に示すように、第2シート22の裏面に粘着層28を有している点も、第1実施形態と同様である。

40

【0034】

本実施形態のシート状標識20は、上記構成の第1シート21及び第2シート22を重ね合わせたことにより構成される。具体的には、図5及び図9に示すように、第2情報24を表示する第2シート22は、表面に貼付されていた第1情報23を剥がした状態の第1シート21の表面の一部（第1シート21における縫製部26及びハトメ穴27と重複しない領域）に粘着層28を介して重ねて接着されている。また、第1シート21が網目状ということから、第1シート21の裏面には、第2シートと同様の形状に切り抜かれたポリ塩化ビニル（軟質塩化ビニル）、ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン、又はポリプロピレン等から成るシート状の裏地29が、第2シート22と対応する位置に粘着層28を介して接着されている。すなわち、第2情報24を表示する第2シート22と

50

裏地 29 とによって、第 1 シート 21 を表側と裏側から挟み込むように接着されている。このとき、粘着層 28 の接着剤は、第 1 シート 21 に複数形成されている網目状の穴を通じて第 2 シート 22 と裏地 29 との間で共通している。なお、裏地 29 は付けずに、第 2 情報 24 を表示する第 2 シート 22 を第 1 シート 21 の表面に貼り付けるだけでもよい。

これにより、シート状標識 20 は、第 1 シート 21 を使用しつつも、第 1 シート 21 に貼付されていた第 1 情報 23 ではなく、第 1 情報 23 とは異なる第 2 情報 24 を表示する横断幕又は懸垂幕等として機能する。すなわち、古い情報を表示する使用済シート状標識の大部分（第 1 シート 21）を新たな情報を表示するシート状標識 20 として再利用することができる。

【0035】

ここで、シート状標識 20 の製造方法（貼り替え工程）について説明する。

（1）今まで第 1 情報 23 を表示する横断幕又は懸垂幕等として使用されていた使用済の第 1 シート 21 について、損傷及び変形（縮み）等の有無について確認する。第 1 シート 21 が損傷又は変形している場合は、適宜補修を行う。

（2）第 2 シート 22 の表面に、新しい情報として第 2 情報 24 を印刷し、その印刷した文字の形状に 1 文字ずつ切り抜く。なお、シート状標識 20 に夜間の視認性を求める場合には、反射加工が施された第 2 シート 22 を使用する。また、使用する第 1 シート 21 に反射加工が施されている場合も、同じく反射加工が施された第 2 シート 22 を使用する。

（3）第 1 シート 21 から第 1 情報 23 が印刷されているシート部材を裏地 29 と共に剥がし、第 1 シート 21 の表面及び裏面を洗浄する。具体的には、第 2 シート 22 を貼り付けたときの接着剤が弱まらないように、スチーム洗浄等の方法により汚れを入念に落とす。特に、第 1 情報 23 が印刷されていたシート部材を貼り付けていた際の接着剤の残りがす等も入念に落とす。

（4）第 2 情報 24 の形状に切り抜かれた第 2 シート 22 を、第 1 シート 21 の表面に貼り合わせる。具体的には、第 1 シート 21 における縫製部 26 及びハトメ穴 27 と重複しない領域に、第 2 シート 22 の裏面の粘着層 28 を利用し、第 2 シート 22 の裏面に貼り合わせる裏地 29 と共に、第 1 シート 21 を表側と裏側から挟み込むように接着する。

上記（1）～（4）に示す工程により、使用済シート状標識の大部分（第 1 シート 21）を新たな情報を表示するシート状標識 20 として再利用することができる。

【0036】

< 第 3 実施形態 >

次に、図 10～図 11 を参照して、第 3 実施形態として、多層構造のシート状標識の他の変形例（以下、シート状標識 30）の基本的な構成について説明する。

具体的には、第 3 実施形態のシート状標識 30 は、上記の第 1 実施形態におけるシート状標識 10 をさらに再利用する場合の構成である。なお、以下では、第 1 シート 11 及び第 2 シート 12 の構成は第 1 実施形態と同様であるため、詳細な説明を省略する。また、シート状標識 30 の製造方法（貼り替え工程）についても、第 1 実施形態と概ね同様であるため、詳細な説明は省略する。

【0037】

シート状標識 30 も、例えば、ビルの壁面、フェンス、ガードレール、又は歩道橋等に設置する横断幕又は懸垂幕等として使用されるものであり、図 10 に示すように、第 1 シート 11 と第 2 シート 12 と、同じく正面視において第 1 シート 11 及び第 2 シート 12 よりもさらに一回り面積の小さい横長矩形形状の第 3 シート 31 とを有する。

なお、本実施形態では、第 3 シート 31 の形状は第 2 シート 12 と略同形状でその面積を第 2 シート 12 よりも小さくしたが、これに限定されない。例えば、第 3 シート 31 の形状を第 2 シート 12 の形状と異なることとしてもよいし、第 3 シート 31 の面積の大きさも、第 2 シート 12 の大きさと同じか、又は第 2 シート 12 の大きさよりも大きくしてもよい。ただし、第 3 シート 31 の大きさを第 2 シート 12 より大きくする場合であっても、第 1 シート 11 の縫製部 16 及びハトメ穴 17 と重複しない範囲内とすることが好ましい。

10

20

30

40

50

【 0 0 3 8 】

第 3 シート 3 1 は、印刷適性に優れた可撓性を有するポリ塩化ビニル（軟質塩化ビニル）、ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン、又はポリプロピレン等から成る。また、第 3 シート 3 1 の表面には、第 1 シート 1 1 及び第 2 シート 1 2 と同様、ガラスビーズ方式又はブリズム方式等により反射加工を施してもよい。第 3 シート 3 1 の厚みは、大きさ、用途、及び設置環境等によるが、第 2 シート 1 2 と同様であり、すなわち、第 1 シート 1 1 よりも薄くてよい。

【 0 0 3 9 】

図 1 0 に示すように、第 3 シート 3 1 の表面には、第 3 情報 3 2 が印刷されている。本実施形態では、第 3 情報 3 2 として「コンプライアンス重視」という文字が第 3 シート 3 1 に表示されている。なお、第 3 情報 3 2 は、第 1 情報 1 3 及び第 2 情報 1 4 と異なる内容の情報、すなわち、少なくとも使用済シート状標識に表示されていた情報と異なる情報であればよく、例えば、第 1 情報 1 3 及び第 2 情報 1 4 と異なる図柄等であってもよいし、第 1 情報 1 3 及び第 2 情報 1 4 と異なる文字と図柄の組み合わせ等であってもよい。

10

【 0 0 4 0 】

また、図 1 1 に示すように、第 3 シート 3 1 の裏面には、第 2 シート 1 2 と同様、粘性のある合成樹脂（接着剤）等から成る粘着層 3 3 を有している。第 3 シート 3 1 は、裏面にあるこの粘着層 3 3 を介して第 2 シート 1 2（又は第 1 シート 1 1 及び第 2 シート 1 2 の両方）の表面に接着される。

【 0 0 4 1 】

本実施形態のシート状標識 3 0 は、上記構成の第 1 シート 1 1、第 2 シート 1 2、及び第 3 シート 3 1 を重ね合わせたことにより構成される。具体的には、図 1 0 に示すように、第 3 シート 3 1 は、第 1 シート 1 1 における縫製部 1 6 及びハトメ穴 1 7 と重複しない領域に重ねて接着された第 2 シート 1 2 の表面の一部にさらに重ねて接着されており、その第 3 シート 3 1 が、第 1 シート 1 1 の表面に表示されている第 1 情報 1 3 の全部、及び第 2 シート 1 2 の表面に表示されている第 2 情報 1 4 の全部を視認不可能な状態で覆っている。

20

これにより、シート状標識 3 0 は、シート状標識 1 0 を使用しつつも、第 1 シート 1 1 に表示されている第 1 情報 1 3、及び、第 2 シート 1 2 に表示されている第 2 情報 1 4 ではなく、第 1 情報 1 3 及び第 2 情報 1 4 とはさらに異なる第 3 情報 3 2 を表示する横断幕又は懸垂幕等として機能する。すなわち、古い情報を表示する使用済シート状標識（第 1 シート 1 1 及びシート状標識 1 0）を新たな情報を表示するシート状標識 3 0 としてさらに再利用することができる。

30

【 0 0 4 2 】

<まとめ>

以上説明してきたとおり、本考案を適用したシート状標識 1 0、2 0、3 0 であれば、古い情報を表示する使用済の横断幕又は懸垂幕を、新たな情報を表示する横断幕又は懸垂幕等として再利用することができる。特に、使用済の横断幕又は懸垂幕等と同じ用途又は同じ場所で使用する場合は勿論、例えば、歩道橋に設置して交通安全のために使用していた横断幕を、ビル壁面に設置して啓蒙活動のために再利用する場合等のように、異なる用途又は異なる場所において使用する横断幕又は懸垂幕等として再利用することもできる。

40

【 符号の説明 】

【 0 0 4 3 】

- 1 0 シート状標識
- 1 1 第 1 シート
- 1 2 第 2 シート
- 1 3 第 1 情報
- 1 4 第 2 情報
- 1 5 補強部材
- 1 6 縫製部

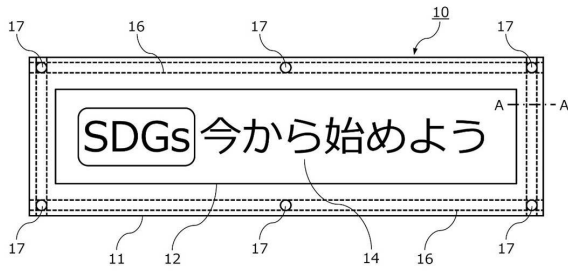
50

- 17 ハトメ穴
- 18 粘着層
- 20 シート状標識
- 21 第1シート
- 22 第2シート
- 23 第1情報
- 24 第2情報
- 25 補強部材
- 26 縫製部
- 27 ハトメ穴
- 28 粘着層
- 29 裏地
- 30 シート状標識
- 31 第3シート
- 32 第3情報
- 33 粘着層

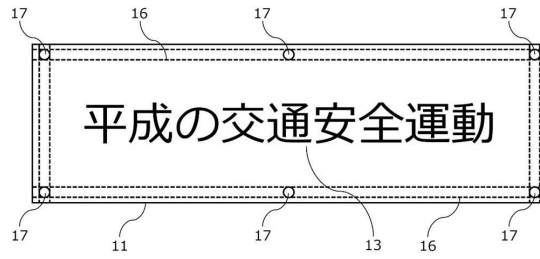
10

【図面】

【図1】



【図2】



20

30

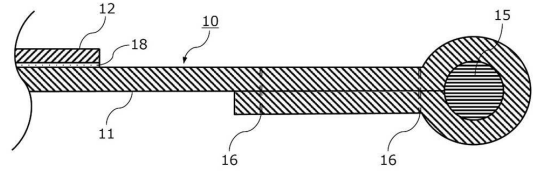
40

50

【図3】

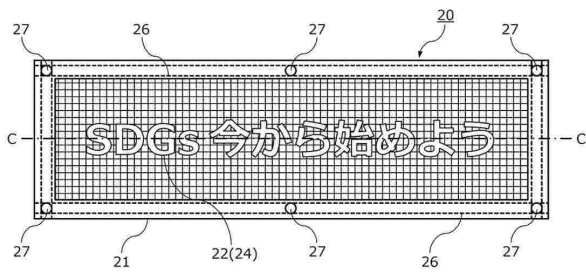


【図4】

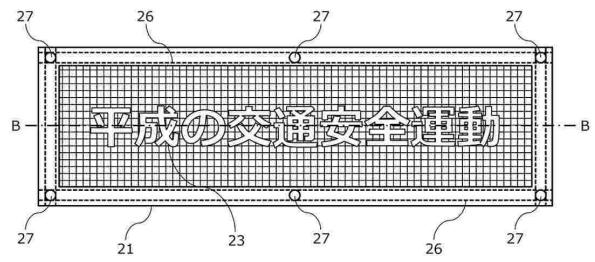


10

【図5】



【図6】

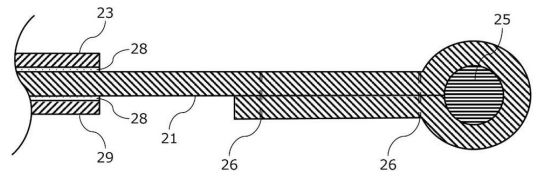


20

【図7】



【図8】

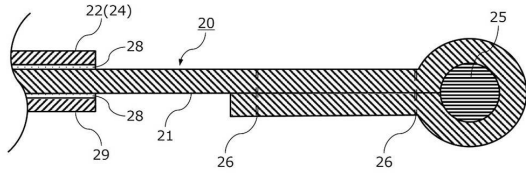


30

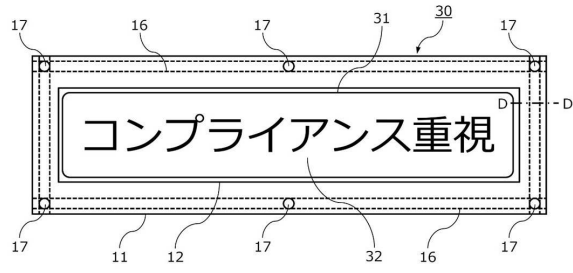
40

50

【 図 9 】

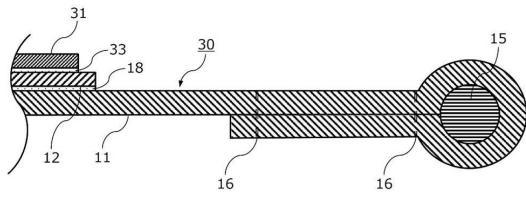


【 図 10 】



10

【 図 11 】



20

30

40

50